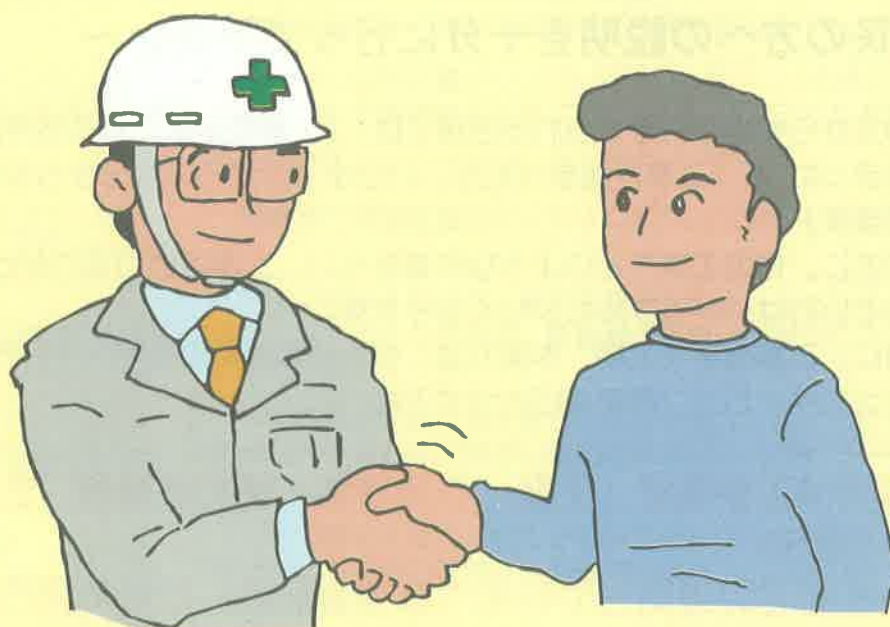


建設事業者のみなさんへ

「静かな安らぎのあるまちづくり」に

ご協力下さい



徳島市

～はじめに～

わたしたちは、事業活動や日常生活の中で様々な「音」を出しています。

「音」には、聞いていて心地よい音もあれば、不快な音もあります。このうち、不快な音や好ましくない音を『騒音』といい、徳島市には騒音に関する苦情や問い合わせが、多く寄せられています。

騒音の特徴として次のようなことが挙げられます。

- ・騒音発生源から限られた範囲の人たちに影響を与えます。
- ・同じ音でも、時間帯や聞く人の体調によって、音の感じ方が違います。
- ・お互いが加害者にも被害者にもなります。
- ・騒音の大きさだけでなく、近所づきあいによっても、迷惑と感じる度合いが違います。

建設作業では、衝撃音や打撃音などの著しく大きな音が発生するうえ、屋外で作業を行う場合が多く防音対策も難しい面があるため、周辺住民の方とトラブルが起きる場合があります。しかし、周辺住民の方に十分な作業内容の説明を行ったり、低騒音型工法の採用などにより、トラブルを未然に防止することができます。

～周辺住民の方への説明を十分に行って下さい～

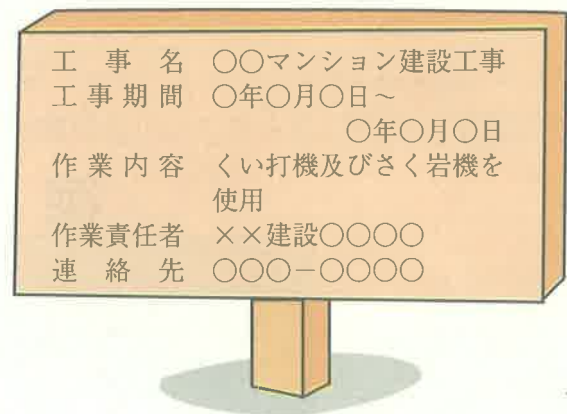
周辺住民の方から徳島市に寄せられる苦情では、「工事開始前に何の説明もなく、いきなり工事が始まった。」「工事が始まったが、いつまでかかるのか分からない。」といった話をよく聴きます。

周辺住民の方に、何の工事でどのような作業を行い、工事はいつまでかかるのかなどが事前に分かっていたら、トラブルも少なくなります。

工事開始前に、工事概要（工期、作業方法、使用機械等）の説明を十分行い、周辺住民の方とのコミュニケーションを密接にとって下さい。

◎個別説明や工事概要（工期、作業方法、使用機械等）を記載したチラシの配布

◎作業責任者等の連絡先や作業内容等を記載した掲示板の設置



～ご存じですか？ 特定建設作業の届出について～

騒音規制法及び徳島県公害防止条例により、徳島市内でさく岩機等の特定の建設機械を使用して作業を行う場合、その建設機械を使用する作業開始の日の7日前までに、工事元請業者は徳島市長に対し「特定建設作業」の実施届出を行う義務があり、騒音に係る規制基準（特定建設作業の場所の敷地の境界線において85dBを超えないこと）の遵守義務が生じます。ご不明な点は、環境保全課（☎088-621-5213）までお問い合わせ下さい。

特定建設作業の種類	規模（能力）・除外規定等
1 くい打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機 を使用する作業	もくけん及びくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。 圧入式くい杭打くい抜機を除く。
2 びょう打機を使用する作業	すべての作業。
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5 コンクリートプラント を設けて行う作業 アスファルトプラント を設けて行う作業	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。 混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。
6 バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。
7 トラクターショベル を使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。
8 ブルドーザー を使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

【注】 1 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

2 バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業のうち、規制対象外となる「環境大臣が指定する機種」は、国土交通省指定の低騒音型機械で、次のような標識が機体に貼られています。



～防音対策例～










① 建設機械の対策

- ◎ 低騒音型の機械を使用する。
- ◎ 設置式の機械（コンプレッサー等）には防音カバーなどを取り付ける。
- ◎ 周辺への影響の少ない場所に設置する。

② 作業内容の工夫

- ◎ 低騒音工法を採用する。
- ◎ 工事現場の周囲に防音パネルやシートを設置する。
- ◎ 資材を地上に下ろす際に、衝撃音が出ないように注意する。
- ◎ 大きな音が発生する作業は、早朝や夕方以降を避ける。
- ◎ 重機類のエンジンの不必要な空ぶかしはしない。

☆音の大きさと影響

大きさ(dB)	うるささ	音の例	人体への影響
110	聴力障害	自動車のクラクション (前方2m) 	難聴
100	きわめて	犬の鳴き声 	作業量の低下
90	うるさい	ピアノ (正面1m) 	文章理解度の低下
80		金づちで板をたたく音 	集中力の低下
70	うるさい	普通の会話 	計算力の低下
60	日常生活で	エアコンの室外機 	
50	望ましい範囲	静かな住宅地の昼 	
40		深夜の郊外 	
30	静か	木の葉のふれあう音 	
20			
10	きわめて静か		
0			

《静かな安らぎのあるまちづくり》のために、建設事業者のみなさんのご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

〒770-8571

徳島市幸町2-5 徳島市役所 環境保全課

電話：088-621-5213

Fax：088-621-5210

R100

古紙配合率100%の再生紙を使用しています。